

韓国

1. 根拠法令等

食品衛生法

食品などの表示基準 食品医薬品安全庁告示第 2012-140 号 2012. 12. 31 一部改正

食品衛生法第 12 条の 2 条の規定による遺伝子組換え食品等の表示基準 2012. 8. 24 施行

食品医薬品安全庁告示第 2012-67 号、2012. 8. 24、他法改正

農産物品質管理法に基づく遺伝子組換え農産物の表示要領 農林水産食品部告示第 2007-43 号

2. 香料製品の表示

①製品名

②業者名及び所在地（輸入業者の業者名と所在地、製造業者名）

③製造年月日

④内容量

⑤原材料名及び含量（原材料を製品名または製品名の一部として使用する場合には限る）

⑥成分名及び含量（成分表示をしようとする食品及び成分名を製品名または製品名の一部として使用する場合には限る）

⑦その他食品などの細部表示基準で定める事項：製品特性に応じた食品添加物の文字（例：香料製剤食品添加物）。保管方法と使用基準を表示しなければならない（表示することが難しい場合は、保管方法や使用基準を記載したマニュアルを製品の容器包装の内部に同封してなければならない）。

表示場所別の表示事項及び フォントサイズ 表示面	表示事項	フォントサイズ (point)
1) 主表示面	a) 製品名 b) 内容量	a) 6以上 b) 12以上
2) 一括表示面	a) 食品の種類 b) 製造年月日 c) 流通期限・品質維持期限 d) 原材料名及び含量	a) 8以上 b) 10以上 c) 10以上 d) 8以上

3. 香料を最終商品へ使用した場合の表示

食品の成分として食品添加物を表示するにはいくつかの規則があり、詳細はKFLS (Korea Food Labelling Standard) の別添に規定されている。用途名を併記しなくてはならない添加物、別名や簡略名を使用できる添加物、別名あるいは主要用途名での標記が可能な添加物、一括名で表示できる添加物などがある (ILSI「東アジアの食品等の規格基準、食品添加物の調査と結果の共有化」報告書 (Ⅲ) 抜粋)。

香料の表示に関しては、天然着香料を使用した場合は“天然着香料”+具体的な名称で、化学的な着香料を使用した場合は“化学的な着香料とその香りの名称”と表示することが出来る。

例：化学的な着香料（〇〇香）

また、第 7 条では消費者が誤認、混同する表示の禁止が記されており、合成着香料のみを使用して原材料の香りや味を出す場合は、その香りや味を意味する映像、写真などの表示が禁止されている。

4. その他

アレルギー表示

最終製品におけるアレルギー表示は、誘発成分の含有量には関係なく必ず表示しなければならない。
 <アレルギー表示が必要な食品は該当 13 品目>

卵類、牛乳、そば、ピーナッツ、大豆、小麦、さば、かに、豚肉、桃、トマト、エビ
 (これらを原料とした食品添加物も含有量と関係なく表示しなければならない)

亜硫酸塩 (10mg/kg 以上) を含有する食品

<表示方法>

- 卵を使った菓子：卵
- 卵を原料として抽出した卵黄を原料として製造した菓子：卵黄 (卵)
- カゼインナトリウムを原料として製造した加工食品：カゼインナトリウム (ミルク)

GMO 表示

表示対象

GMO表示対象		
	表示の必要なもの	表示が不必要なもの
農産物	食品医薬品安全庁が輸入承認したすべてのGM農産物 (大豆、トウモロコシ、菜種、綿、甜菜)	区分管理された農産物 区分流通証明書または政府証明書の提出されたもの*非意図的混入率が3%以下の場合
加工食品健康機能食品	GMO表示対象農産物を主な原材料として使用して製造・加工後の遺伝子組換えDNAまたは外来タンパク質が残っているすべての食品(*)	区分管理された農産物を使用した場合 区分流通証明書または政府証明書の提出 *非意図的混入率が3%以下の場合 GM農産物を使用したとしても、GM農産物が精製水を除く含量が上位5品目に該当しない場合 最終製品に遺伝子組換えDNAまたは外来タンパク質が残っていない場合 (検査成績書提出) *醤油、食用油、糖類、アルコール類等

*) 1 きな粉、2 トウモロコシの粉、3 大豆やきな粉含有豆類加工品、4 トウモロコシまたはトウモロコシの粉含有穀類加工品、5 大豆瓶缶詰め、6 トウモロコシ瓶缶詰め、7 菓子類のお菓子、8 パンやトクリュ豆腐やムクリュ、9 豆腐、加工豆腐、10 豆乳類、11 乳児用調製 (調剤)、12 成長用調製 (調剤)、13 乳幼児用穀類調製 (調剤)、14 その他の乳幼児食、15 特殊医療用途食品、16 体重調節用調製 (調剤)、17 栄養補充用食品、18 味噌、19 韓国料理、調味みそ、20 コチュジャン、調味コチュジャン、21 清麴醬、22 キムチ/漬物、23 コチュジャンを使用した煮物、24 トウモロコシ澱粉、25 トウモロコシ加工品、26 健康機能食品の中の栄養補充用の製品、27 その他の大豆、トウモロコシ、綿、菜種、大豆もやしを主な原材料として使用した食品、28 その他の第1号から27号食品を主な原材料として使用した食品

GMO表示内容与方法

区分	内容
表示内容	<p>製品の表示面 “遺伝子組換え食品”または“遺伝子組換え〇〇含む食品” 原材料名の隣 “遺伝子組換え”または“遺伝子組換えされた〇〇” *遺伝子組換えかどうかを確認することができない場合は、 “遺伝子組換え〇〇含む可能性あり”と表示</p>
表示方法	<p>国内食品：包装紙に印刷 輸入食品：ステッカー処理可能か落ちないように取り付け 豆腐やゼリーや即売製造業者のように容器や包装なしで販売する場合は、別途掲示板を利用して表示</p>
違反時行政処分および処罰基準	<p>未表示：品目の製造停止15日（1次違反時）、1ヶ月（2次違反時）、2ヶ月（3次違反時） 虚偽表示：品目製造停止1ヶ月（1次違反時） 2ヶ月（2次違反時）、3ヶ月（3次違反時） *輸入申告の際にGMO表示をしていなかったが、検査の結果GM成分検出時輸入の手順では、表示補完するように措置 3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金</p>

シンガポール

1. 根拠法令等

表示に関しては SALE OF FOOD ACT (CHAPTER 283, SECTION 56 (1))、第 5 章 General requirements for labelling に定められている。

2. 香料製品の表示

香料製品の表示に関する直接的な法規は見つからない。

加工食品の表示として以下の表示が必要。

- (a) 製品名
- (b) 内容成分
- (c) 添加物名
- (d) 内容量
- (e) 製造者名および、製造所住所または、輸入者名とその住所
- (ea) 過敏症に関する情報
- (f) 甘味料に関する情報
- (g) その他法規によって規定されている詳細な情報

3. 香料を最終商品へ使用した場合の表示

香料は一括名として「Flavouring」と表示できる。

4. その他

アレルギー表示

過敏症に関する情報が必要なものとして下記の対象製品が指定されている。

- (i) グルテンを含有している穀類（小麦、ライ麦、大麦、オート麦、または、それらをもとに作られた品種改良品およびそれらを含む製品）
- (ii) 甲殻類と甲殻類製品
- (iii) 卵と卵製品
- (iv) 魚と魚製品
- (v) ピーナッツ、大豆とそれらを含む製品
- (vi) ミルクと乳製品（ラクトースを含む）
- (vii) 木の実にナッツ製品
- (viii) 10mg/kg 以上の亜硫酸塩を含むもの

GMO 表示

見当たらなかった。

タイ王国

1. 根拠法令等

保健省通達 (Notification of the Ministry of Public Health)

No. 194 B. E. 2543 (2000) Re : Labels.

No. 221 B. E. 2544 (2001) Re : Prescribed Foods to Show Food Serial Number on Food Labels.

No. 223 B. E. 2544 (2001) Re : Flavouring Agents.

No. 251 B. E. 2545 (2002) Re : Labelling of Food Obtained Through Certain Techniques of Genetic Modification / Genetic Engineering.

No. 252 B. E. 2545 (2002) Re : Labels (No.2) .

2. 香料製品の表示

香料を直接消費者に販売するかしないかで表示方法が異なる。

直接販売する場合

表示はタイ語で表示せねばならないが外国語併記も可能である。

詳細は、

①natural flavoring agent、imitate natural flavoring agent、synthesized flavoring agent を明記した名称

②food serial number (食品登録番号、オーヨーマーク)

③使用目的または有益な使用方法

④メートル法による正味量 (固体は正味量、液体は正味容量等)

⑤タイの国内製造の場合は、製造者または転売包装者の名前と住所
輸入の場合は、輸入者の名前、住所と香料の製造国名

⑥着色料を含む場合は、タイプと含有量

⑦もしあれば、保管方法

⑧製造年月日または賞味期限の年月日または品質を維持できる年月日、または「——までに消費すること」等でも良いなどである。

直接販売しない場合

表示はタイ語で表示されなければならない。ただし、輸入された香料は英語表記でも良いが、最低でも次の項目を表す必要がある。

①natural flavoring agent、imitate natural flavoring agent、synthesized flavoring agent と併記されたものでなければならない。

②若しあれば、food serial number (食品登録番号、オーヨーマーク)。

③メートル法による正味量。

④タイの国内製造の場合、製造者または転売包装者の住所と名前、または本社の住所と名前でも良い。輸入品の場合は、製造国と輸入者の名前と住所を表示。

⑤製造年月日または賞味期限の年月日または良い品質を維持できる年月日は、場合によって、「製造日」または「賞味期限」または「——までに賞味すること」などと表示しても良い。

3. 香料を最終商品へ使用した場合の表示

香料等を使用した最終製品を直接消費者に販売するかしないかで表示方法が異なる。

直接販売する場合

タイ語で表示されねばならないが、外国語併記も可能である。

詳細は、

- ①食品の名称
- ②食品登録番号
- ③国内製造された場合、製造者または転売包装者の名前と住所、場合によっては輸入者の名前と住所または製造国
- ④食品量はメートル法で表示
- ⑤主要成分は、多い順におおよその重量%で表示する
- ⑥若し保存料を使用の場合、「保存料使用」と表示する
- ⑦若し着色料を使用の場合、「天然着色料または合成着色料使用」と表示する
- ⑧若し調味料を使用の場合、「---を調味料として使用」と表示する
- ⑨若し合成甘味料を使用の場合、「---を合成甘味料として使用」と表示する
- ⑩若し香料を使用の場合、「natural flavoring agent、 imitate natural flavoring agent、 synthesized flavoring agent を使用」などと表示する
- ⑪製造年月または賞味期限の年月日または良い品質を維持できる年月日は、場合によって、「製造」または「賞味期限」または「---までに賞味すること」などと表示しても良い
- ⑫若しあれば、適切な保存方法の表示
- ⑬若しあれば、調理法の表示
- ⑭乳幼児または特定グループに対する食品の場合、使用方法と必要な注意書きを表示する、
- ⑮FDA が規定した食品表示などがある。

直接販売しない場合

タイ語で表示せねばならない。ただし、輸入食品は英語表記でも良いが、少なくとも次の項目を含むこと。

- ①食品の名称、カテゴリまたは種類
- ②若しあれば、食品登録番号
- ③メートル法による内容量表示
- ④国内製造された食品の場合、製造者または転売包装者の名前と住所。

輸入品の場合、輸入者の名前と住所および製造国名。

そのため、香料の表示義務はないと考えられる。

4. その他

アレルギー表示

見当たらなかった。

GMO 表示

遺伝子組み換え技術を通じて得られた大豆と大豆製品、トウモロコシとトウモロコシ製品は、表示義務付け食品とし、告示 NO. 251 の付属書に 22 製品 (1)大豆、2)調理済み大豆、3)炒り大豆、4)缶詰または瓶詰またはレトルトパウチ入り大豆、5)納豆、6)味噌、7)豆腐および揚げ豆腐、8)冷凍豆腐および豆腐かす(おからおよびその製品)、9)豆乳、10)大豆粉、11)主要成分として上記 1)から 10)を含む製品、12)主要成分として大豆蛋白を含む食品、13)主要成分として若いまたは未熟な大豆を含

む食品、14)主要成分として大豆もやしを含む食品、15)トウモロコシ、16)ポップコーン、17)冷凍または冷蔵トウモロコシ、18)缶詰または瓶詰またはレトルトパウチ入りのトウモロコシ、19)トウモロコシ粉、20)トウモロコシを使ったスナック菓子、21)主要成分に上記 15)から 20)の食品を含む食品、22)主要成分にコーングリッツ（粗引きトウモロコシ）を使用した食品）が示されている。

対象食品の内、遺伝子組み換え由来の DNA またはたんぱく質を含む原料が三大主要成分で、且つ、この三大主要成分がそれぞれ製品全体の重量の 5%以上占めているものが表示対象となる。

具体的な表示は、主要成分が 1 種類しかないものは「遺伝子組み換えトウモロコシ」、「遺伝子組み換え大豆から製造した豆腐」などのように、注意書きを表示する。その他三大主要成分は、成分名の前後に「遺伝子組み換え」の注意書きを表示する。また、表示のミスリードを招かないように、また消費者を守るため、「遺伝子組み換え食品不使用」、「非遺伝子組み換え食品」、「遺伝子組み換え食品を含まない」、「遺伝子組み換え成分を分別」等を含む注意書きまたは同等の表記は禁止されている。

台湾

1. 根拠法令等

食品衛生管理法

第 17 条に食品、食品添加物の表示に関する規定がある。

食品衛生管理法施行細則

第 11 条に食品添加物を加工食品に使用した場合の表示に関する規定がある。

食品添加物使用範囲及限量暨規格標準

附表 1 に食品添加物の対象食品、使用量についての規定がある。

行政院衛生署公告

衛署食字第 620406 号：許可登録番号、「食品添加物」の文字の表示に関する規定

衛署食字第 661891 号：食品添加物の対象食品、使用量の表示に関する規定

衛署食字第 0890020449 号：食品添加物の検査登録免除に関する規定

衛署食字第 0920045509 号：食品添加物のキャリーオーバーに関する規定

衛署食字第 0900011746 号：遺伝子組み換え食品の表示に関する規定

2. 香料製品の表示

容器または包装を有する食品添加物は以下の表示事項が定められている。香料製品では一部免除される項目があり、以下に香料の具体的表示例と併せて記載した。

1. 「食品添加物」の文字
2. 中英文品名（「食品添加物使用範囲及限量暨規格標準」に収載の食品添加物名または一般名を使用する。）
3. 許可登録番号*1
4. 用途：「香料」
5. 成分（2 種以上の混合物の場合は、個別に表示する。）*2
6. 対象食品、使用量：「本品は食品に対して必要に応じて適量使用する。」
7. 使用制限：「香料に限定する。」
8. 重量、容量または数量
9. 製造者名、住所および電話番号
10. 輸入者名、住所および電話番号
11. 有効期限

*1 行政院衛生署公告衛署食字第 0890020449 号により免除。

*2 法令上明示されていないが「香料は例外扱い」との回答を「全国食品添加物製售業者衛生安全輔導及查核説明會」（2012 年）で行政院衛生署食品藥物管理局から得ているとの現地企業からの情報がある。

3. 香料を最終商品へ使用した場合の表示

香料に属する食品添加物は香料、天然香料の場合は天然香料と表示する。ただし、Agaric acid、Aloin、 β -Asarone、Berberine、Cocaine、Coumarin、Total Hydrocyanic Acid、Hypericine、Pulegone、Quassine、Quinine、Safrole、Santonin、 α and β -Thujones を含む香料はその成分名および含有量を表示しなければならない。最終食品中で効果を発揮しない食品添加物は日本と同様キャリーオーバーとなり表示は免除される。

4. その他

アレルギー表示

見当たらなかった。

GMO 表示

遺伝子組み換え大豆やトウモロコシを原料として、最終製品の総重量の 5%以上を占める場合に表示が必要となる。

中国

1. 根拠法令等

食品安全法

中华人民共和国食品安全法(中国食品安全法)

中华人民共和国国务院令(第536号) 一乳品质量安全监督管理条例(乳製品品質安全監督管理条例)

国家质量监督检验检疫总局第75号令 《定量包装商品计量监督管理办法》

中华人民共和国食品安全法实施条例(地位語句食品安全法实施条例)

进出口预包装食品标签检验监督管理规定(輸出入包装済み食品表示検査監督管理規定)

GB 7718-2011 食品安全国家标准 预包装食品标签通则(包装済み食品表示通則)

QB/T 1505-2007 食用香精

QB/T 4003-2010 食用香精标签通用要求(食用香料の表示に関する一般要求)

2. 香料製品の表示

一般要求事項

表示の内容は関連の法律、法規、関連標準に適合していること。

表示の内容はクリアで目を引くものであり、持久性があること。識別と読解が容易であること。

表示の内容は一般にわかりやすく、科学的根拠に基づいていること。

虚偽の内容は含まないこと

消費者が、食品添加物あるいはその持つ特定の機能と別の品目とを混同するような事態を直接的あるいは間接的に引き起こすようなものでないこと。

容器包装と分離されないこと。

商標以外は中国の基本文字を用いること。

少数民族の文字を同時に用いることも出来るが、文字は中文より小さくなくてはいけない。

外国文を使用しても良いが、輸入品の製造者情報など関連のものに限り、海外品の商標以外は、文字も中文より小さくなくてはならない。

表示面が20cm²よりも大きい場合には、強制表示や符号、数字は1.8mm以上でなくてはならない。

強制表示内容

品名と型番

目立つ位置に「食品添加剤」の文字

成分(香料ベース、副剤はそれぞれ一括表示可。ただし甘味料、着色料、カフェインを使用した場合には、GB 2760に定める具体的な名称で個別に表示を行うこと)

量

製造者、包装者、販売者等の名称と住所

輸入品については原産国と中国国内に登録されている輸入または販売者の名称と住所

製造日時と品質保証期限(期限日表示、あるいは期間表示双方が可能)、及び必要な場合は保存条件対応する標準番号(国内製品のみで、輸入品には適用されない)

許可証番号(国内製品のみ)

警告表示「直接食用不可」の文言

その他特殊要求

遺伝子組み換えの原材料あるいは食品を使用した場合、成分表に明示する。

放射線照射を経由している製品は「照射」の文字を表示する。

任意表示

ロット

使用範囲、使用量と使用方法

属性に関する誤解や混同を防ぐために、物性あるいは製造方法を名称の前後に付与すること（XX 水溶性香精、XX 乳化香精等）

選択性表示：必須表示要件と矛盾せず、またいかなる方法でも食品香料に関する誤解を生じず或いは偽装用途的な状況にはならないのであれば、そういった表示も認められる。

少量製品における最低要求表示項目

品名

量

製造者等の情報

製造日、保証期間、保存条件

許可証番号

3. 香料を最終商品へ使用した場合の表示

成分名表示のところに、「食用香精」「食用香料」あるいは「食用香精香料」という一括表示が可能。

4. その他

アレルギー表示

QB/T 4003-2010(香料製品の表示規定)には、特段の規定は見当たらなかった。GB 7718-2011(食品の表示基準)では、推奨表示のひとつとしてアレルギー表示があり、以下の食品およびこれらに由来する製品が表示の対象とされており、成分表中で認識しやすい名称を用いるか、成分表の近くにこれらを表示することで対応することとされている。また、これらの食品及びこれらに由来する製品が製造工程中に混入する可能性がある場合には、成分表の近くにその旨を表示すべきとされている：

グルテンを含む穀物及びその製品（たとえば小麦、ライ麦、オオムギ、オート麦、スペル小麦、あるいはこれらのハイブリッド）

甲殻類（たとえばシュリンプ、ロブスター、クラブ等）及びその製品

魚及び魚製品

卵及び卵製品

ピーナッツ及びその製品

大豆及びその製品

乳及び乳製品（乳糖を含む）

ナッツ及びその製品

GMO 表示

QB/T 4003-2010(香料製品の表示規定)では、遺伝子組み換え原料又は食品を使用した場合、成分表に明示することとされている。一方GB 7718-2011(食品の表示基準)では遺伝子組み換えの表示は関連の規定に従うこととされている。

バングラデシュ

1. 根拠法令等

バングラデシュ基準検査院 (Bangladesh Standards and Testing Institution) によると表示に関する基準は Product Labelling Policy, 2006 に規定されている。(在バングラデシュ日本大使館を通じて原文を入手したがベンガル語のため内容の詳細は不明。)

2. 香料製品の表示

香料表示についての規定は不明。全ての製品に製造者名、住所、原産国を表示する。さらに、化学製品、農業製品、食料製品は成分、構成物、バッチ No、コード No、有効期限/使用期限、その他必要な情報を表示する。重量や寸法は国際単位で示す。

3. 香料を最終商品へ使用した場合の表示

見当たらなかった。

4. その他

アレルギー表示

見当たらなかった。

GMO 表示

見当たらなかった。

フィリピン

1. 根拠法令等

Administrative Order No. 88-B s. 1984: Rules and regulations Governing the labeling of prepackaged Food Products Distributed in the Philippines

2. 香料製品の表示

個々の香料原料を表示する必要はなく「Flavor」又は「Flavoring」と表示し、必要に応じて「Natural」、「Nature-identical」、「Artificial」又はその組み合わせを表示する。その他、色素との組み合わせの場合はその名称、食品用・食品グレード又は類似記述、使用基準、使用期限、保存条件を表示する。

3. 香料を最終商品へ使用した場合の表示

天然香料、ネーチャーアイデンティカルフレーバー及び合成香料は、各々「Natural Flavor(s)」、「Nature-identical flavor(s)」、「Flavor(s)」と表示し、調合香料の場合は、それらの組み合わせ又は単に「Flavors」と表示する。

写真や絵を表示する場合は、香料を添加している旨を写真の近傍に明示しなければならない。

4. その他

アレルギー表示

見当たらなかった。

GMO 表示

見当たらなかった。

ベトナム

1. 根拠法令等

食品安全法 第 55/2010/QH12

食品添加物の表示の必要性に関する記述があるが、具体的な表示項目等は別途規定されている。

食品衛生に関する一般規定：12/2003/PL-UBTVQH11

食品衛生法に該当する。加工食品に必要な表示項目が規定されている。

食品衛生に関する条例：163/2004/ND-CP

食品衛生法施行規則に該当する。

商品の表示に関する政府議定第 89/2006/ND-CP

食品含め種々の表示基準が定められている。

事務連絡 第 89/2006/ND-CP の実施に関する事務連絡 No. 09/2007/TT-BKHCN

日付の書き方、単位等に関する詳細な説明がある。

食品安全に関するいくつかの法律の詳細説明 38/2012/ND-CP

食品内容の表示義務、フォントサイズの規定等。

加工食品の表示に関する通知 15/2000/TT-BYT

香料の天然合成の区分を表示することなど。

2. 香料製品の表示

商品の表示に関する政府議定第 89/2006/ND-CP の 12 条から 18 条に次のように定められている。

香料を含む食品添加物は次の項目について表示しなければならない。

- Name of goods : 商品名
誤解を生じないものであること。
商品名にある名称を含む場合は、その名称の原料の使用量を表示すること。
- Name and address of the organization or individual responsible for the goods : 会社名及び住所
その商品に責任を持つ者の名称と住所。
輸入品の場合は製造者および輸入者。
- Origin of goods : 原産地
原産国または地域名。
- Quantity : 内容量
固体は Net 重量、液体は 20°C の Net 体積 (200C はミスプリと思われる)。
- Date of manufacture : 製造日
dd, mm, yyyy の順に表記する。
- Expiry date : 消費期限
dd, mm, yyyy の順に表記する。
- Ingredient quantities : 成分および成分量
配合した食品および食品添加物を記載する。
商品の魅力を強調するために書かれた原材料についてはその量を記載しなければならない。
成分量は成分の性状に応じて適切な単位 (例:w/w%) で記載する。
食品添加物については添加物のカテゴリーと名称と、もしあれば国際番号を記載する。
香料、甘味料、着色料については天然または合成の区別を表記しなければならない。

・ Instructions on use and preservation : 使用方法及び保管方法

3. 香料を最終商品へ使用した場合の表示

商品の表示に関する政府議定第 89/2006/ND-CP 12 条から 19 条に次のように定められている。

加工食品と飲料は次の項目について表示しなければならない（アルコール飲料は割愛）。各項目の説明は上記参照。

加工食品・飲料（アルコール飲料を除く）

- ・ Name of goods
- ・ Name and address of the organization or individual responsible for the goods
- ・ Origin of goods
- ・ Quantity
- ・ Date of manufacture
- ・ Expiry date
- ・ Ingredients or ingredient quantities

食品および食品添加物を量の多い順に記載する。

その他の規定については上記食品添加物と同じ。

- ・ Hygiene and safety information, warnings

放射線照射された、または遺伝子組み換えによる食品または加工食品は別途定められた方法で表示する。

- ・ Instructions on use and preservation

4. その他

アレルギー表示

食品アレルギーに関する規定は見いだせなかった。89/2006/ND-CP の 19 条にはアレルギーを引き起こす保存料の表示について触れているが、これは卵などの食品アレルギーとは関係がないものと考えられる。

GMO 表示

食品安全法 第 55/2010/QH12 第 44 条、食品衛生に関する一般規定 : 12/2003/PL-UBTVQH11 第 20 条に遺伝子組み換え食品に表示が必要であること、及び商品の表示に関する政府議定第 89/2006/ND-CP の 19 条に遺伝子組み換えによる食品または加工食品は別途定められた方法で表示することが定められている。香料、添加物に関する除外規定は見当たらなかった。

具体的には、5%以上の遺伝子組み換え食品を含量するものには表示が必要とされる（食品安全に関するいくつかの法律の詳細説明 38/2012/ND-CP の 11 条）。しかしながら表示方法の詳細については見いだせなかった。

香港

1. 根拠法令等

LABELLING OF FOOD ADDITIVES

CAP132W FOOD AND DRUGS (COMPOSITION AND LABELLING) REGULATIONS

2. 香料製品の表示

見当たらなかった。

3. 香料を最終商品へ使用した場合の表示

flavour (natural, natural-identical, artificial またはそれらの組み合わせ)

flavouring

4. その他

賞味、消費期限、一部の乳製品に関する表示には英語および中国語で記載とあったが、香料の表示についての指示は見当たらなかった。

アレルギー表示

以下の記載がある。

(a) 以下に掲げる物質から成る、あるいはその物質を含む食品は、その物質名を原材料表示欄に記載しなくてはならない。

(i) グルテンを含む穀類（小麦、ライ麦、大麦、オート麦、スペルト小麦、それらの雑種、及びそれらの製品）

(ii) 甲殻類及びその製品

(iii) 卵及び卵製品

(iv) 魚及び魚製品

(v) ピーナッツ、大豆、及びそれらの製品

(vi) 乳類及び乳製品（ラクトースを含む）

(vii) 木の実及びその製品

(b) 亜硫酸塩から成る、あるいは亜硫酸塩を 10mg/kg 以上含む食品の場合は、亜硫酸塩の機能分類及びその名称を原材料表示欄に記載しなくてはならない。

GMO 表示

見当たらなかった。

マレーシア

1. 根拠法令等

Food Regulations 1985

2. 香料製品の表示

マレーシア国内への輸入の際には「香料として許可された(一般名称)」と明記する。

製造者、輸入者、生産者、卸業者のいずれかの名前、住所及び物品が製造された原産国（輸入品の場合）の表示添付が義務付けられている。

3. 香料を最終商品へ使用した場合の表示

一般的に食品への添加物含有の有無は、以下のようにラベル上に記載する必要がある。『認可（食品添加物のタイプを記載）含有』。

4. その他

アレルギー表示

以下の記載がある。

- ・小麦、ライ麦、大麦及びオート麦等のグルテンを含む穀物類
- ・ピーナッツと大豆を含むナッツ類
- ・卵及び卵製品
- ・魚及び魚製品
- ・乳及び乳製品

GMO 表示

遺伝子組み換え食品を含有している場合には表示の必要がある。

モンゴル

1. 根拠法令等

2012年11月現在、モンゴルにはフレーバーや食品添加物に直接係わる法律は存在しない。

一般的な食品に関する法律として、Law of Mongolia, FOOD LAW, 7 October 1999 があるが、この法律の目的は、人口、食品の安全性の食糧供給を確保するために、行政が食品生産やサービスに関連して個人や法人の間に生じる関係を規制することにある。

2. 香料製品の表示

現在、食品香料の表示についての明文化されたものは無い。

3. 香料を最終商品へ使用した場合の表示

現在、最終商品の表示についての明文化されたものは無く、パッケージに使われている言語も輸入元の表示がそのまま使用されている。

(参考資料:「世界の食事・食品表示調査/吉田 勉(東京都立短期大学名誉教授)、食べもの文化 No437、2011 November」 芽ばえ社)

4. その他

アレルギー表示

見当たらなかった。

GMO 表示

見当たらなかった。

オーストラリア・ニュージーランド

1. 根拠法令等

Australia New Zealand Food Standards Code 中の以下に記載がある。

Standard 1.2.4 Labelling of ingredients

Schedule 5 of Standard 1.3.1

しかし、法文中には、フレーバーそのものに関する規定について多く述べられていない。

2. 香料製品の表示

Standard 1.2.4 Labelling of ingredients においてフレーバー要素の成分以外は、全ての原材料が表示されなければならないとされている。フレーバーの定義や食品添加物の名称などは Schedule 5 of Standard 1.3.1 に記載されているものを参考にできる。

原則的に IOFI に従っているため、Flavour Categories として Natural Flavouring substance, Natural flavouring complexes, Synthetic flavouring substances, Thermal process flavouring, Smoke flavouring 等の表現の定義に従っている。

香料製品に要求される表示項目は、以下のとおりである。

品目名

Lot/Batch

サプライヤーの豪または NZ 中の名称および業務の住所

賞味期限

重量(国内取引測定法律 2009)

成分表示、アレルギー情報および栄養成分のような追加ラベル情報は、店頭のパッケージラベルに必要であるが、香料製品について、この情報を文書の様式で提供することが許されている。

3. 香料を最終商品へ使用した場合の表示

使用されたフレーバーについては、“Flavour”、“Flavouring”もしくはフレーバーのより限定的な名称や説明を要求される。限定的な名称や説明は、リスト化されたものではなく、各社が誤解を招かないような名称や説明を検討する必要があるとされている。

フレーバーの製剤化に使用された溶剤などの副剤は、最終商品中ではキャリーオーバー扱いとなり表示する必要はない。したがって、一般的には flavour だけが表示されている。

フレーバーに関して Natural を謳う場合は、原材料表示ではなくパッケージクレームとして、例えば contains Natural flavours などと表示することができる。

4. その他

アレルギー表示

ピーナッツ、木の実類、乳、卵類、ごま類、魚介類、大豆、小麦、グルテンは含有量にかかわらず表示が要求されている。亜硫酸塩は、食品中 10mg/kg 以上の場合表示が要求されている。アレルギーによってもたらされる重篤な健康リスクが一般的でない場合、食物の警告を記載しなければならないとなっており、対象としてローヤルゼリー等が取り上げられている。

アレルギー情報提供において、'May contain' という表現を使用することは禁止されていない。

GMO 表示

Labelling of GM Foods (October 2012)

GM 技術による DNA やたんぱく質を含む食品、原材料、添加物、加工助剤は“genetically modified”と表示されなければならない。GM 技術による DNA やたんぱく質は、the Food Standards Code as DNA で定義されている。遺伝子組替え食物（例えば、高オレイン酸含有大豆）が変えられた特性を持つ場合、表示も必要とされている。表示は安全性についての情報ではなく、消費者の購入時の選択肢としての情報として取り扱われている。全ての遺伝子組換え食品や原材料は、オーストラリアやニュージーランドで販売される前に安全性の審議を終えている必要がある。

“genetically modified”の表示される場所は、食品名の次に記載されることとなっている。例えば、soyflour (genetically modified) のような表示になる。

表示の例外として、遺伝子組換え技術を使用した新しい DNA、たんぱく質、特徴的な性質を持たない場合は、表示をする義務はないとされている。例として高度に精製された食品（糖類、油脂類）などがそれに該当する。

フレーバーが新しい DNA やたんぱく質を含んでいる場合でも、0.1%未満であれば表示の対象とならない。食品に関しては、1%未満であれば表示の対象とならない。

参考：食品、飲料業界のガイドライン

Food descriptors guideline to the Trade Practices Act